ハ　一・一・一・二・二―ペンタフルオロエタン（別名ＨＦＣ―一二五）、一・一・一―トリフルオロエタン（別名ＨＦＣ―一四三ａ）又は一・一・一・二―テトラフルオロエタン（別名ＨＦＣ―一三四ａ）を冷媒として使用しないもの

ニ　定格貯蔵温度をマイナス三十度以下に維持できるもの

ホ　電源から切り離した状態で用いるためのものであつてキャスターを有するもの

ヘ　横型のものであつて高さの外形寸法（流し台と一体のものにあつては、流し台の高さに相当する高さを除く。）が六百五十ミリメートル以下のもの

ト　縦型のものであつて高さの外形寸法が二千五十ミリメートル以上のもの

チ　水冷式凝縮器を有するもの

リ　筐体の両面に扉を有する構造のもの

ヌ　専ら検査用の食品を保管するためのもの

ル　ドロワー冷凍庫

ヲ　注文者の指図に基づき定められた筐体寸法、圧縮機の冷凍能力又は断熱性能の仕様に従つてその注文者のために製造されたものであつて、年間の出荷台数が五十台未満のもの

第四十八条に次の二項を加える。

22　令第二十一条第二十四号の経済産業省令で定める複合機は、次に掲げるものとする。

一　定格入力電圧が百ボルト以外の構造のもの

二　原稿台を有しない構造のもの

三　モノクローム複合機であつて毎分八十六枚以上の複写又は印刷が可能な構造のもの

四　カラー複合機であつてモノクロームで毎分六十一枚以上の複写又は印刷が可能な構造のもの

五　モノクロームで毎分十三枚以上の複写又は印刷ができない構造のもの

六　デジタル式以外のもの

七　複合機用デジタルフロントエンド（印刷機用に設計された電子計算機であつて、専ら高度な画像処理を行うために用いられるものをいう。）を内蔵するもの

23　令第二十一条第二十五号の経済産業省令で定めるプリンターは、次に掲げるものとする。

一　定格入力電圧が百ボルト以外の構造のもの

二　モノクロームプリンターであつて毎分八十六枚以上の印刷が可能な構造のもの

三　カラープリンターであつてモノクロームで毎分六十一枚以上の印刷が可能な構造のもの

四　モノクロームで毎分十三枚以上の印刷ができない構造のもの

五　デジタル式以外のもの

六　印刷機用デジタルフロントエンド（印刷機用に設計された電子計算機であつて、専ら高度な画像処理を行うために用いられるものをいう。）を内蔵するもの

別表第五中第十七号を第十八号とし、第七号から第十六号までを一号ずつ繰り下げ、第六号の次に次のように加える。

| | |
|---|---|
| 七　電気冷蔵庫（家庭用品品質表示法施行令別表第三号（五）の電気冷蔵庫を除く。） | 経済産業大臣が定める方法により測定した年間消費電力量をキロワット時毎年で表した数値 |

別表第五中第十八号の次に次のように加える。

| | |
|---|---|
| 十九　複合機 | 経済産業大臣が定める方法により測定した年間消費電力量をキロワット時毎年で表した数値 |
| 二十　プリンター | 経済産業大臣が定める方法により測定した年間消費電力量をキロワット時毎年で表した数値 |
| 二十一　電気温水機器 | 経済産業大臣が定める方法により測定した熱量をメガジュールで表した数値を、経済産業大臣が定める方法により測定した年間消費電力量をキロワット時毎年で表した数値を熱量に換算してメガジュールで表した数値で除して得られる数値 |

**附　則**

この省令は、平成二十五年三月一日から施行する。